

年収の壁最新情報～働く主婦と学生向け～

●パートの主婦は123万円以内が原則

“配偶者の扶養の範囲”で働く主婦の場合、パート収入上限が103万円から123万円に増えました。また、配偶者特別控除が満額適用できる方なら年収160万円まで所得税負担が生じないので、手取りが増えます。ただし、企業独自の配偶者手当を受けていれば、支給基準から外れないかをご確認ください。

また、社会保険の年収106万円の壁は3年以内に撤廃予定ですが、しばらくは残っていますので、注意が必要です。なお、従業員51人以上の企業で働いている場合、年収106万円以上で社会保険の加入義務が生じるので、ご注意ください。



2025年から	改正前	影 響
160万円超	103万円	所得税の税負担が発生
130万円以上	改正なし	国保、国民年金の加入義務（勤務先従業員50人以下）
123万円超	103万円	配偶者が“配偶者控除”を適用できなくなる
110万円超	100万円	住民税の税負担が発生
106万円以上（3年で撤廃）	改正なし	社会保険加入義務（勤務先従業員51人以上）

●新しい扶養控除 “特定親族特別控除”

2025年から“特定親族特別控除”という制度が新設され、大学生の子など（19歳～22歳）のアルバイト収入が150万円以下なら、親は従来どおり63万円の所得控除が適用できます。

なお、子の年収が188万円以下なら親は所得控除をとれますが、年収150万円以上では子自身で健康保険への加入義務が生じるため、実際には使われないかもしれません。

子のアルバイト収入	親の所得控除額	
123万円以下	扶養控除	63万円
123万円超 150万円以下	特定親族特別控除	63万円
150万円超 155万円以下		61万円
155万円超 160万円以下		51万円
160万円超 165万円以下		41万円
165万円超 170万円以下		31万円
170万円超 175万円以下		21万円
175万円超 180万円以下		11万円
180万円超 185万円以下		6万円
185万円超 188万円以下		3万円

●働く大学生は150万円以内へ拡大

親の扶養の関係でアルバイト収入を103万円以内で調整している大学生は、今年から上限が150万円へ拡大します。

これに合わせて健康保険でも改正が！19歳以上23歳未満の場合、年収150万円未満（改正前130万円）であれば、引き続き親の健康保険の扶養にも入っておくことができます。

なお、対象者は、大学生でなく“19歳以上23歳未満”と年齢で限定されています。23歳以上になると、主婦と同様の判断基準が適用されるので、注意が必要です。



2025年から	改正前	影 響
160万円超	103万円	所得税の税負担が発生
150万円超	103万円	親が“63万円の控除”をとれなくなる。
150万円以上	130万円	親の健康保険の扶養から外れてしまう。
110万円超	100万円	住民税の税負担が発生

●10年で全企業で社保加入が義務化

パート社員が社会保険に加入する5要件のうち、①の賃金要件は、**3年以内の撤廃**が決まっています。

＜短時間労働者の社会保険加入要件＞

- ①賃金要件：月8.8万円以上（年収106万円）
- ②労働時間：週の所定労働時間20時間以上
- ③企業規模：従業員51人以上の企業に勤務
- ④雇用期間：2か月超の見込み
- ⑤その他：学生でないこと

③の企業規模も**10年後の撤廃**が決まっており、2035年には勤め先の規模に関わらず、社会保険への加入が必要になります。

51人以上	36人以上	21人以上	11人以上	全企業
加入義務	27年10月	29年10月	32年10月	35年10月

新たな社保加入で発生する本人と企業の保険料負担は、**当初3年間の軽減特例が用意されているもの**の、実質は手取り減に！扶養の範囲で働くより、収入を増やす方が有利になりそうです。